

都道府県サーバの集約化及び操作者認証方式の変更について

1 都道府県サーバの集約化について

概 要	・各都道府県に設置しているサーバを1か所（集約センター）に集約
運用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、機器調達・システム構築・その他運用及び監視など「集約センター」の運用を（財）地方自治情報センターに業務委託。 （⇒（財）地方自治情報センターは分野ごとに㈱日立製作所、NEC㈱、NTTコミュニケーションズ㈱へ再委託） ・都道府県には、サーバの機能を一部引き継いで、都道府県側で操作するための「代表端末」を新たに設置 （⇒本人確認情報の処理等に関する業務は都道府県が直接実施）
セキュリティ強化の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティレベルの高いデータセンタでのシステム運用 ・機器操作に熟知したSEによる運用保守 ・機器障害への迅速な対応
開始時期	・平成25年12月24日（火）
その他	・現在、集約に向けてデータ移行などシステム切替作業を行っている

2 操作者認証方式の変更について

概 要	<p>・住民基本台帳ネットワークシステムの業務端末で本人確認情報を検索する際やサーバ操作をする際の操作者の認証方法について、下記のとおり変更する。</p> <p>【現 行】 操作者識別カードにより利用者認証を行い、パスワード入力によって、その利用者の本人確認を行う。</p> <p>【変更後】 生体情報（手のひら）により利用者認証及びその利用者の本人確認を行う。</p> <p>【参考】 業務端末におけるアクセス管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">現 行</th> <th style="text-align: center;">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務端末（OS）へのログイン</td> <td style="text-align: center;">指紋認証</td> <td style="text-align: center;">パスワード</td> </tr> <tr> <td>業務アプリケーションへのログイン</td> <td style="text-align: center;">操作者識別カード</td> <td style="text-align: center;">生体（手のひら）認証</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現 行	変更後	業務端末（OS）へのログイン	指紋認証	パスワード	業務アプリケーションへのログイン	操作者識別カード	生体（手のひら）認証
項目	現 行	変更後								
業務端末（OS）へのログイン	指紋認証	パスワード								
業務アプリケーションへのログイン	操作者識別カード	生体（手のひら）認証								
セキュリティ強化の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者識別カードの紛失・盗難のリスク回避 ・操作者識別カードの暗証番号漏えいの防止 									
導入時期	・サーバ集約後～平成26年1月末までの間に順次導入（予定）									
その他	・平成26年5月末までに全国（市町村含む）で導入（予定）									

3 都道府県サーバの集約化及び操作者認証方式の変更に伴う関連規程の改正について

改正理由		具体的内容	該当する規程
1	都道府県サーバの集約化	<ul style="list-style-type: none"> ・機器設置室の入退室管理及びアクセス管理を行う対象機器の変更 ・データバックアップに係る規定の削除 	②入退室等管理、アクセス管理及び情報資産管理要領
		<ul style="list-style-type: none"> ・障害発生時における、県サーバの運用委託先である集約センターとの連携体制を追加 	④住民基本台帳ネットワークシステム緊急時対応計画
		<ul style="list-style-type: none"> ・サーバの管理手順を削除し、新たに代表端末の管理手順を追加 	⑦長野県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策実施手順
2	操作者認証方式の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・操作者識別カード及び指紋認証の取扱いに関する規定を削除し、新たに生体情報による認証に係る規定を追加 	③-1 県本庁舎での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領 ③-2 現地機関での県事務への住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関する要領 ⑦長野県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策実施手順
		<ul style="list-style-type: none"> ・業務端末におけるパスワードの取扱手順を追加 	⑦長野県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策実施手順

